

◎展示車の減免制度に関するご案内です

対象自動車

- ・商品(展示)自動車

※商品中古車である証明書
(自動車査定協会)

所有者

- (=使用者)
- ・古物商許可業者
(公安委員会)

自動車税種別割

- ・所有する全ての自動車税
種別割が納付済
(5月31日まで)
- ※展示車以外も含む全て

自動車税種別割の1/4が還付されます

◎還付を受けるために必要な手続は...?

○「商品中古自動車証明書」の発行申請

4/30迄

- ・申請先 一般財団法人 日本自動車査定協会 福岡県支所
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目10-17 陸運会館4F
Tel.092-451-5151
- ・必要書類 1 商品中古自動車証明申請書及び証明書(A4サイズ)
申請車両は登録番号順にご記入ください。
※各様式は査定協会ホームページからダウンロード可能です。
<http://www.jaai.or.jp/shisho/kyuushuu/fukuoka/fukuoka.html>
2 車検証の写し【電子車検証をお持ちの方は、最新の「自動車検査証記録事項」かつ、
記録年月日が令和6年3月31日以前のものが必要です。(電子車検証の原本の写しは不可)
旧車検証の方は最新のもの】
3 古物商許可証の写し(公安委員会発行のもの)
4 主たる営業所等の届出後に警察署から交付される書面の写し又は届出済であることの自認書
(古物商許可証を平成30年10月23日以前に取得の方)
5 古物台帳等(古物台帳・在庫表・仕入台帳)
6 申請申込書
※証明書に関する詳細は査定協会へお尋ねください。
- ・手数料 1台 550円(消費税10%込)

○自動車税種別割の減免申請

5/24迄

- ・申請先 県税事務所
- ・必要書類 古物商許可証の写し(公安委員会発行のもの)
商品中古自動車証明書
※減免申請書に記載する申請車両は登録番号順にご記入ください。

減免申請書にマイナンバーの記載が必要です。

※なお、納税義務者(所有者)が個人の場合は、番号及び身元確認ができる書類の提示が必要です。

◎注意事項 (よくお読みください)

- ・移転登録車(下取り車)に対する制度です、新規登録車は含まれません。
- ・商品(展示)自動車には、自社(自己)で使用される自動車、試乗車、代車及びリース車は含まれません。
- ・納期限までに、所有する全て(福岡県内で課税されている社用車・リース車等を含む)の
自動車税種別割が納付されていない場合は、全ての商品(展示)自動車について減免されません。
※口座振替の場合、納期限までに必ず該当口座の残高等の事前確認をお願いします。
- ・申請時にR5年度までの自動車税種別割(自動車税含む)に滞納があれば減免されません。
- ・地方税についての違反行為(処分等)がある場合は、申請することができません。
- ・その他ご不明な点がございましたら、県税事務所までお問合せください。

県税事務所の所管区域一覧

県税事務所名	郵便番号 所在地 TEL	管轄区分 (車検証の「使用の本拠の位置」によります。)
博多県税事務所	〒812-8542 福岡市博多区博多駅東1-17-1 コネクタスクエア博多 2階 092-260-6009	福岡市博多区・南区
東福岡県税事務所	〒812-8543 福岡市東区箱崎1-18-1 (粕屋総合庁舎内) 092-641-0236	福岡市東区 宗像市、古賀市 福津市、糟屋郡
西福岡県税事務所	〒810-8515 福岡市中央区赤坂1-8-8 (福岡西総合庁舎内) 092-735-6214	福岡市中央区・西区 城南区・早良区 糸島市
筑紫県税事務所	〒816-8558 大野城市白木原3-5-25 (筑紫総合庁舎内) 092-513-5576	筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 那珂川市
北九州東県税事務所	〒803-8512 北九州市小倉北区城内7-8 (小倉総合庁舎) 093-592-3501	北九州市門司区・小倉北区 小倉南区、行橋市、豊前市 京都郡、築上郡
※ 行橋県税事務所	〒824-0005 行橋市中央1-2-1 (行橋総合庁舎内) 0930-23-2216	(北九州東県税事務所へ提出してください。)
北九州西県税事務所	〒805-0062 北九州市八幡東区平野2-13-2 093-662-9312	北九州市若松区・戸畑区 八幡東区・八幡西区 中間市、遠賀郡
飯塚・直方県税事務所	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 (飯塚総合庁舎内) 0948-21-4922	直方市、飯塚市、田川市 宮若市、嘉麻市、鞍手郡 嘉穂郡、田川郡
※ 田川県税事務所	〒825-0002 田川市大字伊田3292-2 (田川総合庁舎内) 0947-42-9302	(飯塚・直方県税事務所へ提出してください。)
久留米県税事務所	〒839-0861 久留米市合川町1642-1 (久留米総合庁舎内) 0942-30-1078	大牟田市、久留米市、柳川市 八女市、筑後市、大川市、小郡市 うきは市、朝倉市、みやま市 朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡
※ 大牟田県税事務所	〒836-0034 大牟田市小浜町24-1 (大牟田総合庁舎内) 0944-41-5122	(久留米県税事務所へ提出してください。)
※ 筑後県税事務所	〒833-0041 筑後市大字和泉423 0942-52-5131	(久留米県税事務所へ提出してください。)
税務課	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 (福岡県庁内) 092-643-3067	

※印の事務所では、徴税事務と窓口での受付を行います。(課税事務は行いません。)

裏面